

## 第2 議会の審議に関する調

### 1 本会議の回数・会期日数（表43～44）

定例会の年間開催回数は「4回」が1,012町村（99.0%）と最も多く、次いで「5回以上」の5町村（0.5%）、「2回」「3回」の各2町村（0.2%）、「1回」の1町村（0.1%）という順であり、1議会あたりの定例会平均開催回数は、4.0回である。

臨時会の年間開催回数は、「2回」が271町村と最も多く、次いで「3回」の209町村、「1回」の180町村、「5回以上」の164町村、「4回」の138町村の順であり、1議会あたりの臨時会平均開催回数は2.7回である。（表43）

定例会の会期日数（1議会あたり平均）は、38.0日であり、そのうち本会議日数は17.8日である。臨時会の会期日数（1議会あたり平均）は、3.2日であり、そのうち本会議日数は3.0日である。

定例会と臨時会をあわせた合計会期日数は、41.2日であり、本会議日数は20.8日である。（表44）

なお、定例会「5回以上」開催の町村があるのは、調査期間中（平成18年7月1日～平成19年6月30日）に開催された定例会の回数をカウントしており、例えば6月定例会を7月に開催した場合も含めているからである。

表43 本会議の回数

(単位:団体)

本会議種別	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	延回数(回)	1議会あたり平均回数(回)
定例会	0	1	2	2	1,012	5	4,084	4.0
臨時会	0	180	271	209	138	164	2,806	2.7
合計							6,890	6.7

表44 本会議の会期日数(1議会あたりの平均)

(単位:日)

本会議種別	会期日数	本会議日数	休会日数
定例会	38.0	17.8	20.2
臨時会	3.2	3.0	0.2
合計	41.2	20.8	20.4

### 2 議長及び議員請求による臨時会（表45～46）

平成18年6月の法の改正により、議長は長に対し臨時会の招集請求ができるよ

うになった。

法第 101 条第 2 項の規定による議長請求の臨時会は、42 団体 48 回である。

また、法第 101 条第 3 項の規定による議員定数の 4 分の 1 以上の者からの請求による臨時会は、123 団体 160 回である。

なお、臨時会の開催回数（延）は 2,806 回であるので（表 43）ほとんどが長の判断による臨時会招集である。

表 45 議長請求による臨時会

種別	該当町村数 (団体)	回数 (回)
議長請求による 臨時会	42	48

表 46 議員請求による臨時会

種別	該当町村数 (団体)	回数 (回)
議員請求による 臨時会	123	160

### 3 一般傍聴者数（表 47）

調査期間中における本会議の延べ傍聴者数は、81,512 人であり、これを 1 会議あたりの平均傍聴者数でみると 11.8 人、1 町村あたりの平均傍聴者数は 79.8 人である。

定例会・臨時会別では、定例会の 1 会議あたりの平均傍聴者数は 18.6 人、1 町村あたりの平均傍聴者数は 74.2 人、臨時会では 1 会議あたりの平均傍聴者数は 2.0 人、1 町村あたりの平均傍聴者数は 5.9 人である。

表 47 一般傍聴者数

(単位:人)

本会議種別	傍聴者総数(延)	1会議あたりの 平均傍聴者数	1町村あたりの 平均傍聴者数
定例会	75,874	18.6	74.2
臨時会	5,638	2.0	5.9
合計	81,512	11.8	79.8

(注) 1 会議あたりの平均傍聴者数の合計欄は、傍聴者総数を定例会・臨時会の延回数で除したものである

#### 4 議員への議案等の配布（表 48）

議員への議案等の配布状況を見ると、ほとんどの議会で「招集日前に配布」している。(953 町村 (93.2%))

また、議員へ議案以外の説明資料などの会議資料を配布しているかどうかについては、ほとんどの議会で「配布している」となっている。(1,005 町村 (98.3%))

表 48 議案等の配布

(単位:団体)

議案の配布	招集日前に配布	招集日に配布
	953	69
会議資料の配布	配布している	配布していない
	1,005	17

#### 5 質問・質疑の状況（表 49～51）

調査期間中、一度でも議員が一般質問を行ったのは 1,021 町村(99.9%)であり、その平均延人数は 26.2 人である。

緊急質問については、定例会において、20 町村 (2.0%) で該当があり、平均延人数は 1.5 人、臨時会では 12 町村 (1.2%)、その平均延人数は 4.4 人である。

(表 49)

これらの質問を行う際、執行機関側と向かい合うようないわゆる「対面式」で議員の発言台を設置し、質問を行っているのは 740 町村 (72.4%) である。

回数制限をなくして、何度でも質問ができる「一問一答方式」で行っているのは、457 町村 (44.7%) である。そのうち、時間による一定の制限をしているのが 376 町村である。(表 50)

質疑について、質問と同様に「対面式」で行っているのは、707 町村 (69.2%)、  
「一問一答方式」で行っているのは、217 町村 (21.2%) である。そのうち、時間による一定の制限をしているのが 94 町村である。(表 51)

表 49 一般質問・緊急質問

(単位:人)

本会議の区分	一般質問		緊急質問	
	該当町村数 (団体)	平均延人数	該当町村数 (団体)	平均延人数
定例会	1,021	26.2	20	1.5
臨時会			12	4.4
合計	1,021	26.2	32	5.9

注 1) 本表は、該当する町村の平均を記載。

注 2) 延人数は、一般質問及び緊急質問をした者(会派代表者質問も含む。)の総人数である

表50 質問

(単位:団体)

項目	形態・方式等		採用(制限)している			採用(制限)していない		
質問	対面式		740			282		
	内	一問一答方式	採用している	採用していない		採用している	採用していない	
			388	352		69	213	
	訳	制限	時間制限	時間制限	回数制限	時間制限	時間制限	回数制限
			315	150	287	61	91	175
			651			264		

注) 時間制限及び回数制限については、複数回答

表51 質疑

(単位:団体)

項目	形態・方式等		採用(制限)している			採用(制限)していない		
質疑	対面式		707			315		
	内	一問一答方式	採用している	採用していない		採用している	採用していない	
			194	513		23	292	
	訳	制限	時間制限	時間制限	回数制限	時間制限	時間制限	回数制限
			85	47	456	9	24	272
			554			284		

注) 時間制限及び回数制限については、複数回答

## 6 付議事件の件数・審議方法・審議結果(表52~55)

平成18年6月の法の改正により、委員会は、議会の議決すべき事件のうち所管に属するものについて議案を提出することができるようになった。

調査期間中における全国の町村議会の付議事件数は、105,609件である。(ただし、選挙、請願・陳情を除く。これらは別表で分類。)

定例会・臨時会別、提出者別でみると、まず定例会では「町村長提出」が83,219件であり、「議長・議員提出」は9,948件、「委員会提出」は865件である。

臨時会では「町村長提出」が9,608件であり、「議長・議員提出」は1,896件、「委員会提出」は73件である。

付議事件の総件数105,609件を種別でみると、「予算」が31,013件(29.4%)と最も多く、次いで、「条例」の27,229件(25.8%)、「その他」の17,616件(16.7%)

「決算」の7,874件(7.5%)、「人事案件」の6,165件(5.8%)、「専決処分」の5,554件(5.3%)などの順となっている。(表51)

これを1議会あたりの平均にした場合、1議会あたりの付議事件の件数は103.3件である。(表52)

付議事件の審議方法では、総件数105,609件のうち、「本会議即決」は76,948件(72.9%)と最も多く、次いで、「常任委員会付託」の20,001件(18.9%)、「特別委員会付託」8,588件(8.1%)、「議会運営委員会付託」72件(0.1%)の順である。(表53)

審議結果では、総件数105,609件のうち、ほとんどが「原案可決・承認・同意」の104,675件(99.1%)であり、「否決・不承認・不同意」は583件(0.6%)、「撤回」は143件(0.1%)である。そのほか「修正可決」が113町村(0.1%)、「審議未了・廃案」が95件(0.1%)である。

また、審議結果で否決(不承認)した議案を種類別で見ると、長提出の「条例」を否決したのは、115件(長提出条例のうち0.5%)、「予算」を否決したのは48件(0.2%)、「決算」を不承認としたのは28件(0.4%)、「専決処分(法179)」を不承認したのは33件(0.6%)である。(表54)

表52 付議事件の件数(総件数)

(単位:件)

種別	議案の提出者	条例	予算	決算	契約	専決処分(法179)	意見書	決議	懲罰	資格決定	会議規則	人事案件	その他	合計
定例会	町村長	23,925	29,313	7,646	2,090	3,044						3,691	13,510	83,219
	議長・議員	1,618					4,829	612	5	5	722	431	1,726	9,948
	委員会	55					311	12	0	0	23		464	865
臨時会	町村長	1,502	1,700	228	1,210	2,510						1,026	1,432	9,608
	議長・議員	125					104	188	1	4	36	1,017	421	1,896
	委員会	4					3	2	0	0	1		63	73
合計		27,229	31,013	7,874	3,300	5,554	5,247	814	6	9	782	6,165	17,616	105,609

注) この付議事件には、選挙、請願・陳情は含まない

表53 付議事件の件数(1議会あたりの平均)

(単位:件)

種別	議案の提出者	条例	予算	決算	契約	専決処分 (法179)	意見書	決議	懲罰	資格決定	会議規則	人事案件	その他	合計
定例会	町村長	23.4	28.7	7.5	2.0	3.0						3.6	13.2	81.4
	議長・議員	1.6					4.7	0.6	0.0	0.0	0.7	0.4	1.7	9.7
	委員会	0.1					0.3	0.0	0.0	0.0	0.0		0.5	0.8
臨時会	町村長	1.5	1.7	0.2	1.2	2.5						1.0	1.4	9.4
	議長・議員	0.1					0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	1.0	0.4	1.9
	委員会	0.0					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.1	0.1
合計		26.6	30.3	7.7	3.2	5.4	5.1	0.8	0.0	0.0	0.8	6.0	17.2	103.3

表54 付議事件の審議方法(総件数)

(単位:件)

種	別 提出者	件数	本会議 即決	委員会付託		
				常任委員会	議会運営委員会	特別委員会
条例	町村長	25,427	18,183	6,628	9	607
	議員・議長	1,743	1,646	42	18	37
	委員会	59	53	1	1	4
予算		31,013	19,568	7,624	9	3,812
決算		7,874	2,181	1,821	3	3,869
契約		3,300	2,962	317	0	21
専決処分(法179)		5,554	5,104	423	1	26
意見書	議員・議長	4,933	4,568	351	10	4
	委員会	314	236	77	1	0
決議	議員・議長	800	786	8	1	5
	委員会	14	12	1	1	0
懲罰	議員・議長	6	4	0	0	2
	委員会	0	0	0	0	0
資格 決定	議員・議長	9	7	2	0	0
	委員会	0	0	0	0	0
会議 規則	議員・議長	758	737	10	8	3
	委員会	24	24	0	0	0
人事 案件	町村長	4,717	4,655	58	1	3
	議員・議長	1,448	1,437	4	0	7
その他	町村長	14,942	12,185	2,575	4	178
	議員・議長	2,147	2,095	41	3	8
	委員会	527	505	18	2	2
合計		105,609	76,948	20,001	72	8,588

注) この付議事件には、選挙、請願・陳情は含めない

表55 付議事件の審議結果(総件数)

(単位:件)

種 別	提出者	件数	審議結果				
			原案可決 承認 同意	修正可決	否 決 不承認 不同意	撤回	審議未了 廃案
条例	町村長	25,427	25,173	63	115	63	13
	議員・議長	1,743	1,671	1	64	3	4
	委員会	59	58	0	1	0	0
予算		31,013	30,905	35	48	24	1
決算		7,874	7,777	1	28	0	68
契約		3,300	3,284	0	12	4	0
専決処分(法179)		5,554	5,521		33		
意見書	議員・議長	4,933	4,761	6	162	2	2
	委員会	314	312	1	1	0	0
決議	議員・議長	800	767	1	32	0	0
	委員会	14	14	0	0	0	0
懲罰	議員・議長	6	5	0	1	0	0
	委員会	0	0	0	0	0	0
資格決定	議員・議長	9	9	0	0	0	0
	委員会	0	0	0	0	0	0
会議規則	議員・議長	758	756	0	1	1	0
	委員会	24	24	0	0	0	0
人事案件	町村長	4,717	4,675	0	39	3	0
	議員・議長	1,448	1,439	0	6	3	0
その他	町村長	14,942	14,869	4	24	38	7
	議員・議長	2,147	2,129	1	15	2	0
	委員会	527	526	0	1	0	0
合計		105,609	104,675	113	583	143	95

注) この付議事件には、選挙、請願・陳情は含めない

## 7 専決処分の件数・審議方法・審議結果等(表56~60)

調査期間中、法第179条に基づき長が行った専決処分の総件数は5,554件であり、その承認を求めたのは、定例会が3,044件、臨時会が2,510件である。

専決処分の総件数5,554件の内訳をみると、「予算」の3,114件(56.1%)が最も多く、次いで、「条例」の1,923件(34.6%)、「その他」の403件(7.2%)、「契約」の99件(1.8%)、「決算」の15件(0.3%)の順である。(表56)

専決処分の1議会あたりの平均件数は5.43件である。(表57)



専決処分の審議方法では、5,554 件中、「本会議即決」が 5,104 件（91.9%）とほとんどであり、次いで、「常任委員会付託」が 423 件（7.6%）、「特別委員会付託」が 26 件（0.5%）、「議会運営委員会付託」が 1 件である。（表 58）

専決処分の審議結果では、5,554 件中、「承認」が 5,521 件（99.4%）であり、「不承認」は 33 件（0.6%）であった。（表 59）

専決処分を行う理由としては、「特に緊急を要するため議会を招集する余裕がない」が 5,391 件（97.1%）と圧倒的に多い。（表 60）

平成 18 年 6 月の法の改正により、「暇がない」の要件は、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」に改められた。

表 56 専決処分(法179)の件数(総件数)

(単位:件)

本会議種別	条例	予算	決算	契約	その他	合計
定例会	874	1,806	10	76	278	3,044
臨時会	1,049	1,308	5	23	125	2,510
合計	1,923	3,114	15	99	403	5,554

表 57 専決処分(法179)の件数(1議会あたりの平均)

(単位:件)

本会議種別	条例	予算	決算	契約	その他	合計
定例会	0.86	1.77	0.01	0.07	0.27	2.98
臨時会	1.03	1.28	0.00	0.02	0.12	2.46
合計	1.88	3.05	0.01	0.10	0.39	5.43

表 58 専決処分(法179)の審議方法(総件数)

(単位:件)

種別	件数	本会議即決	委員会付託		
			常任委員会	議会運営委員会	特別委員会
条例	1,923	1,783	132	0	8
予算	3,114	2,840	258	1	15
決算	15	13	2	0	0
契約	99	97	1	0	1
その他	403	371	30	0	2
合計	5,554	5,104	423	1	26

表59 専決処分(法179)の審議結果(総件数)

(単位:件)

種別	件数	審議結果	
		承認	不承認
条例	1,923	1,916	7
予算	3,114	3,104	10
決算	15	15	0
契約	99	97	2
その他	403	389	14
合計	5,554	5,521	33

表60 専決処分(法179)の専決理由

(単位:件)

種別	件数	専決理由	
		余裕がない	その他
条例	1,923	1,870	53
予算	3,114	3,026	88
決算	15	12	3
契約	99	95	4
その他	403	388	15
合計	5,554	5,391	163

## 8 請願・陳情の件数・審議方法・審議結果等(表61~65)

調査期間中に提出された請願・陳情の全国の総件数は、7,031件であり、うち請願は2,050件、陳情は4,981件である。(表61)

1議会あたりの請願・陳情の平均件数は、6.9件である。(表62)

次に、審議方法では、まず請願2,050件中「常任委員会付託」が1,566件(76.4%)と最も多く、次いで「本会議即決」の432件(21.1%)が多い。

陳情4,981件では、「常任委員会付託」が3,198件(64.2%)と最も多く、次いで「その他」891件(17.9%)が多い。

提出された陳情の約8割強は本会議即決や委員会付託するなど請願の例と同様に処理しているが、「その他」の2割弱の中には、審議せずに議長預かりや議員へ参考配布するなどの取り扱いをしている例が多い。(表63)

請願・陳情の審議結果をみると、請願2,050件では、「採択」は1,448件(70.6%)であり、「不採択」は365件(17.8%)である。

陳情4,981件では、「採択」が2,763件(55.5%)であり、「不採択」は594件(11.9%)である。陳情では「その他」も1,138件(22.8%)と多い。(表64)

また、請願の審議後に請願者へ審議結果の通知を行っているのが1,805件

(88.0%)であり、陳情については3,652件(73.3%)である。

採択した請願について法第125条に基づき、その請願の処理の経過及び結果報告の請求を行っているのが96件(6.6%)であり、陳情では、153件(5.5%)である。

(表65)

表61 請願・陳情の件数(総件数)

(単位:件)

本会議の種別	請願	陳情	合計
定例会	2,025	4,939	6,964
臨時会	25	42	67
合計	2,050	4,981	7,031

表62 請願・陳情の件数(1議会あたりの平均)

(単位:件)

本会議の種別	請願	陳情	合計
定例会	2.0	4.8	6.8
臨時会	0.0	0.1	0.1
合計	2.0	4.9	6.9

表63 請願・陳情の審議方法(総件数)

(単位:件)

種別	件数	本会議 即決	委員会付託			その他
			常任委員会	議会運営委員会	特別委員会	
請願	2,050	432	1,566	8	19	25
陳情	4,981	716	3,198	153	23	891
合計	7,031	1,148	4,764	161	42	916

表64 請願・陳情の審議結果(総件数)

種別	件数	審議結果						
		採択	不採択	趣旨採択	一部採択	撤回	審議未了 廃案	その他
請願	2,050	1,448	365	65	13	11	40	108
陳情	4,981	2,763	594	284	32	17	153	1,138
合計	7,031	4,211	959	349	45	28	193	1,246

表65 請願・陳情の審議後の対応

(単位:件数)

種別	請願者・陳情者への結果通知			採択分の処理報告請求(法125)		
	有	無	合計 (請願・陳情総数)	有	無	合計 (採択分の総計)
請願	1,805	245	2,050	96	1,352	1,448
陳情	3,652	1,329	4,981	153	2,610	2,763

## 9 選挙(表66)

調査期間中における全国の町村議会で行われた選挙は3,323件であり、そのうち「投票」で選挙を行ったのは、1,445件(43.5%)、「指名推選」による選挙は1,878件(56.5%)である。

選挙を種類別で見ると、「一部事務組合等議会議員」が1,675件(50.4%)で最も多く、次いで、「議長」の706件(21.2%)、「副議長」の698件(21.0%)、「選挙管理委員補充員」の129件(3.9%)、「選挙管理委員」の115件(3.5%)の順である。

選挙の方法では、議長と副議長の選挙は、指名推選より投票が多く、選挙管理委員や同補充員、一部事務組合等議会議員の選挙は指名推選の方が多い傾向にある。

表66 選挙

(単位:件)

選挙の方法	選挙の種類					合計
	議長	副議長	選挙管理委員	選挙管理委員 補充員	一部事務組合 等議会議員	
投票	553	523	2	3	364	1,445
指名推選	153	175	113	126	1,311	1,878
合計	706	698	115	129	1,675	3,323

## 10 議会への報告(表67)

議会への報告状況は表66のとおりであるが、件数では、「現金出納等の検査結果の報告(法235条の2)」が1,990件(473町村)と最も多く、次いで、「その他」の1,322件(518町村)、「議員派遣の結果報告」の919件(353町村)、「監査委員の監査結果の報告」の917件(457町村)、「繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書の報告」の813件(786町村)となっている。

表67 議会への報告

議会への報告の種類	該当町村数 (団体)	件数 (件)
継続費繰越計算書及び継続費精算書の報告 (令145)	184	210
繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書の報告 (令146、令150)	786	813
議会の請求による監査結果の報告 (法98)	11	15
請願(陳情)処理の経過と結果の報告 (法125)	153	369
議会の委任による長の専決処分の報告 (法180)	249	545
監査委員の監査結果の報告 (法199)	457	917
現金出納等の検査結果の報告 (法235の2)	473	1,990
土地開発公社等の法人の経営状況報告 (法243の3)	518	679
議員派遣の結果報告	353	919
委員派遣の結果報告	174	340
一部事務組合・広域連合等議会の報告	224	673
その他	518	1,322